

「つながるメッシュ Wi-Fi」 サービスご利用規約

「つながるメッシュ Wi-Fi」(以下「本サービス」といいます)は、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(以下「弊社」といいます)が提供する「NURO 光」(2G 各種プラン/10Gs プランを除く 10G 各種プラン)又は「NURO 光 for マンション」(2G 各種プラン)コースを利用されたうえで「NURO スマートライフ」をご契約されている方、または「NURO 光 2 ギガ(マンション)」プラン、「NURO 光 One 2 ギガ/10 ギガ」プラン(以下総称して「対象サービス」といいます)をご契約されている方にのみ提供されるオプションサービスであり、本サービスをご利用頂く方(以下「利用者」といいます)は、「つながるメッシュ Wi-Fi」サービスご利用規約(以下「本規約」といいます)を必ずお読みのうえ、ご同意ください。

第1条(本サービス)

1. 本サービスは、弊社指定の無線 LAN 中継機(以下「メッシュ Wi-Fi」といいます)を貸与するサービスをいいます。
2. 利用者の使用する端末や OS、環境等に応じて、本サービスの一部または全部の機能が利用できない場合や、内容が異なる場合があります。
3. 弊社は、弊社の判断により、利用者への通知なく、本サービスの全部または一部を変更、追加または廃止することができるものとします。ただし、弊社は、本サービスの全部を廃止する場合、弊社らが適当と判断する方法で事前に利用者に対してその旨を書面、電子メールもしくは NURO アプリにて通知または本サービスのウェブサイト上で告知するものとします。なお、本サービスの全部または一部を変更、追加または廃止することにより発生する損害について、弊社は責任を負いません。

第2条(本規約)

1. 利用者は、本規約並びに弊社が別途定める本則および各個別規定からなる NURO サービス会員規約、その他本サービスに関する諸規定(以下「会員規約等」といい、本規約とあわせて以下「本規約等」といいます)に同意し、本サービスを利用するものとします。
2. 本規約に定める内容と会員規約等に定める内容が異なる場合は、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

第3条(メッシュ Wi-Fi の貸与)

1. 本サービスにおけるメッシュ Wi-Fi は、弊社から利用者に対して別表で指定する機器を貸与するものとします。
2. メッシュ Wi-Fi のレンタル期間は、本サービスの契約期間中とします。
3. 利用者は、メッシュ Wi-Fi を善良なる管理者の注意をもって使用・管理するものとし、

これらに要する消耗品および維持に要する費用を負担するものとします。

4. 利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1) メッシュ Wi-Fi を本サービスで使用する以外の目的に使用すること
 - (2) メッシュ Wi-Fi を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保の用に供すること
 - (3) メッシュ Wi-Fi を対象サービスの利用場所以外で使用すること
 - (4) メッシュ Wi-Fi を分解、解析、改造、改変若しくは損壊し、又はその他の方法によりその原状を変更すること
 - (5) メッシュ Wi-Fi に搭載されているソフトウェア又はプログラムの全部若しくは一部を複製若しくは改変し、又は第三者に譲渡し若しくは使用権を設定し、又は弊社若しくは第三者の所有権、知的財産権その他の権利を侵害すること
5. 弊社は、メッシュ Wi-Fi について現状有姿で貸与するものとし、通常の使用が可能である場合につき、メッシュ Wi-Fi の汚れ、傷、破損等について交換する義務を負わないものとします。
6. 利用者は、メッシュ Wi-Fi に欠損がある場合、商品受領後7日以内に弊社に連絡するものとします。
7. 利用者は、メッシュ Wi-Fi に障害が発生し、又は毀損等（以下「障害等」といいます）が発生し、通常の使用が不可能となった場合、直ちにその旨を弊社に通知するものとします。
8. メッシュ Wi-Fi に障害等が発生した場合、弊社又は弊社の指定する業者が機器の交換を行うものとします。なお、当該メッシュ Wi-Fi の障害等が利用者の責に帰すべき事由に基づき発生した場合および以下のいずれかの事由による場合、利用者は別表に定める機器損害金（有償交換費）を弊社に支払うものとします。
 - (1) 使用上の誤り、弊社が認めた製品以外の製品から受けた障害に起因する場合
 - (2) 利用者の納品後の、移動、輸送、落下、液体や異物の混入等による故障および損傷
 - (3) 火災、地震、風水害、落雷、その他の天変地異、公害、塩害、異常電圧等による故障および損傷
 - (4) 不当な修理や改造による故障および損傷
9. 利用者は、メッシュ Wi-Fi の交換等を希望する場合、事前に弊社指定の連絡先に連絡のうえ、別途弊社が指定する住所宛に障害等の発生したメッシュ Wi-Fi を送付するものとします。送付にかかる送料は、前項に該当する場合は利用者が、それ以外の場合は弊社が負担するものとします。弊社へ障害等の発生したメッシュ Wi-Fi が到着後、弊社より交換後のメッシュ Wi-Fi を利用者向けに送付するものとします。なお、障害等の発生から交換後のメッシュ Wi-Fi の到着までの間、利用者は本サービスが利用できない期間が発生することおよび当該期間の利用料については通常通り発生することにつき了承するものとします。また、交換後のメッシュ Wi-Fi が利用者に到着せず、弊社に返送

された場合、当該利用者による本サービス等の利用契約は解約されたものとみなします。

10. メッシュ Wi-Fi の交換に際し本サービスを利用できない期間が発生した場合であっても、当該期間に関する利用料の減免等を行わないものとします。
11. 利用者は、メッシュ Wi-Fi に滅失、紛失若しくは盗難（以下「滅失等」といいます）が生じたときは、直ちにその旨を弊社に通知するものとします。
12. メッシュ Wi-Fi の滅失等が弊社の責めに帰することができない事由による場合には、本サービスに係る契約は当然に終了するものとし、利用者は別表に定める機器損害金（有償交換費）を支払うものとします。
13. 第9条（本サービスの解約）などの理由により本サービスの利用契約が終了した場合は、利用者は弊社が別途指定する方法に基づき、直ちにメッシュ Wi-Fi を当社に返還するものとします。ただし、利用者が弊社が別途指定する方法での返還を希望しない場合は、下記お問い合わせ窓口まで連絡するものとします。

【お問い合わせ窓口】

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

NURO 光サポートデスク

https://1738.jp/nuro_con

14. 利用者が、本サービスの解約後、前項に定める期日までにメッシュ Wi-Fi を返却しなかった場合、別表に定める機器損害金（有償交換費）を弊社に支払うものとします。
15. メッシュ Wi-Fi の返還費用は、利用者自身で負担するものとします。

第4条（本サービスの利用契約の成立および本サービスの開始日）

1. 利用者は、弊社が別途定める手順に従い、本サービスの利用契約を申し込むものとします。
2. 本サービスの利用契約は、本規約等に同意のうえで、弊社が別途定める手続きに従い、本サービスへの申し込みが完了し、弊社がそれを承諾した時点で成立するものとします。
3. 利用料の課金開始基準日となる本サービスの開始日は、メッシュ Wi-Fi の到着日となります。本サービスの月額料金はサービス開始日が属する月より発生し、日割り計算は行わないものとします。
4. 弊社は、申込者が以下のいずれかに該当することを弊社が確認した場合、弊社はその申し込みをキャンセルします。
 - （1）対象サービスと同時に申し込みを頂いた場合において、対象サービスが開通しなかった場合
 - （2）メッシュ Wi-Fi が欠品し、申込者への配送時期について見通しが立たない場合
 - （3）弊社が送付したメッシュ Wi-Fi を申込者が受領しなかった場合

(4) 本サービスをお申し込みいただいた場合において、本サービスの契約が成立しないもしくは終了となった場合

5. 弊社は、申込者が以下のいずれかに該当することを弊社が確認した場合、弊社はその申し込みを承諾しない場合があります。

(1) 利用申し込みにあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合、または指定された料金支払方法の手続きが行えない場合

(2) 過去に本サービスまたは弊社のその他のサービスの利用資格の停止または失効を受けている場合、または料金の未納、滞納、または不当にその支払を免れる行為を行った場合

(3) 対象サービスの契約が無い場合

(4) 申込者が、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの際に自らの成年後見人、保佐人または補助人の同意を得ていない場合

(5) メッシュ Wi-Fi の配送先が対象サービスの利用場所と異なる場合

(6) 不適切または不正な申込み等、本サービスを利用する意思のない申込みであると弊社が判断した場合

(7) その他、業務の遂行上または技術上、支障を来たと、弊社が合理的に判断した場合

第5条（本サービスの利用料）

1. 本サービスの利用料及び事務手数料は、別表に定めるものとします。

2. 利用者は、本サービスの月額の利用料として、別表の金額を弊社が別途定める方法にて、弊社に対して支払うものとします。

3. 本サービスの利用料は開始日を含む月の当月から各暦月単位で課金されるものとします。また、本サービスの解約月については解約日が月の途中であっても、日割り精算せず1ヶ月分の本サービス利用料が課金されるものとします。

第6条（本サービスの中断または中止等）

1. 弊社は、次のいずれかに該当する場合、自らの判断により本サービスの全部または一部の提供を中断または中止することができるものとします。

(1) 火災、地震、洪水等の天災、戦争、動乱、騒乱等の事変、停電、労働争議、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合。

(2) 本サービスに関連する弊社の機器、本ソフトウェア、本サーバー、その他弊社または弊社が指定する事業者が運用もしくは管理する設備等の保守を定期的にまたは緊急に行う場合。

(3) 本サービスに関連する弊社の機器、本ソフトウェア、本サーバー、その他弊社または弊社が指定する事業者が自ら管理する設備等の異常、故障、障害、その他本

サービスを提供できない事由が生じた場合。

2. 弊社は、前項の規定により本サービスの全部または一部の提供を中断、中止する場合、自らが適当と判断する方法で事前に利用者に対してその旨を書面もしくは電子メールにて通知または本サービスのホームページ上で告知するものとします。ただし、緊急の場合、弊社は、かかる通知または告知を行うことなく、本サービスの全部または一部の提供を中断、中止をすることができるものとします。
3. 弊社は、本サービスの全部または一部の提供の中断、中止によって生じた利用者および第三者の損害につき、一切責任を負わないものとします。

第7条（本サービスの解約）

1. 利用者は、本サービスの解約を希望する場合、別途弊社が定める手順に従い本サービスの解約を申し込むものとします。
2. 本サービスの解約日は、解約手続きが完了した月の末日とします。
3. 対象サービスが解除または解約された場合、本サービスについても同時に解除または解約されるものとします。
4. 利用者は、本サービスの利用開始日から6ヶ月以内に本サービスを解約した場合、別紙に定める機器返却手数料を弊社に支払うものとします

第8条（免責）

1. 弊社は、本サービスについて、その商品性又は利用者の使用目的への適合性等に関していかなる保証も行わないものとします。
2. 弊社は、本サービスの利用その他本サービスの利用契約に関して生じる特別損害、拡大損害に関しては責任を負いません。また、弊社が利用者による本サービスの利用その他本サービスの利用契約に関して責任を負う範囲は、本サービス利用料の1ヶ月分相当額をその上限とします。ただし、弊社の故意または重過失により利用者が損害を負った場合はこの限りではありません。

附則：この規約は2025年2月5日から実施します。

<別表> 本サービスの料金等

1. 料金

種別	料金（税込）
本サービス利用料	330 円/月
機器返却手数料	2,200 円
機器損害金（有償交換費）	8,800 円

2. 本サービスで貸与する機器

機器種類	機器名
メッシュ Wi-Fi	対象の型番は以下の WEB サイトにてご確認ください https://www.nuro.jp/hikari/smarthome/smart_life/meshwifi/